

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 学校法人昭和女子大学（以下「法人」という。）は、教育及び研究を目的とする公共機関としての使命の重要性に鑑み、法人、法人の役員（以下「役員」という。）並びに法人に勤務する教員及び職員（以下、法人に勤務する教員及び職員を総称して「教職員」という。）が法令及び法人が定める諸規程等の遵守を実現するために、この規程を定める。

2 この規程は、法人、役員並びに教職員共通の基本的な行動規範である。

(定義)

第2条 この規程が定めるコンプライアンスとは、狭義の法令遵守に止まらず、法人の建学の精神、MISSION（使命）、VISION（将来構想）及び「寄附行為」等の諸規程を遵守し、高い倫理観をもって行動することを意味する。

(指針)

第3条 法人、役員並びに教職員は、次の各号に定める指針に従い行動し、コンプライアンスを推進する。

- 一 法令やルールへの遵守はもとより、人権や文化を尊重し、高い倫理観を持って、地域社会のみならず、広く国際社会に貢献する。
- 二 安全性や個人情報の保護に十分に配慮し、広く学内外からの信頼を獲得する。
- 三 公正、透明及び適正な取引を行うとともに、公私のけじめに留意する。
- 四 広く社会とのコミュニケーションを図り、法人の情報を積極的且つ公正に発信する。
- 五 個人の多様性、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保する。
- 六 社会秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体に対して、毅然とした対応をとる。
- 七 法人の理事（以下「理事」という。）は、この指針及び遵守事項の実現が自らの役割であることを認識し、率先して範を示し、法人内に周知する。また内外の声を常に把握し、実効のある体制の整備・改善に取組み、コンプライアンスの徹底を図る。
- 八 万一、この指針及び遵守事項に反するような事態が発生したときには、理事が自ら学内外への説明責任を果たすとともに、権限と責任を明確にして、厳正且つ公平な処分を行う。

(遵守事項)

第4条 法人、役員並びに教職員は、第1条（目的）並びに第3条（指針）を達成するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 法令、特に関連する全ての法令を正しく理解し、これを遵守する。
- 二 法人が定める建学の精神、MISSION、VISION、「寄附行為」、「服務規程」及び諸規程を正しく理解し、これを遵守する。
- 三 基本的人権及び個人の尊厳を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別又はハラスメント（嫌がらせ）は、行わない。
- 四 身体に対する侵害を内容とする懲戒又は肉体的苦痛を与えるような懲戒等、体罰の類は、行わない。
- 五 セクシャルハラスメント又はパワーハラスメントの類は、行わない。
- 六 社会人としての自覚を堅持し、倫理観、社会正義及び社会良識に基づいて、誠実に行動する。
- 七 平等な雇用機会を確保し、公平、公正且つ健全で働きやすい職場環境並びに人間関係を維持する。
- 八 日常の行動について常に公私の別を明らかにし、法人の施設、情報、自らの職務又は地位を私的な利益のために利用しない。
- 九 法人又は第三者の名誉及び信用を毀損する行為は、行わない。
- 十 不法行為、債務不履行又は公序良俗に反する行為は、行わない。
- 十一 環境保護に対する責任を常に意識し、安全で明るい健康的な環境の創造及び実現を優先する。
- 十二 第三者の誤解を受ける不適切な利益・贈答又は供応の授受は、行わない。
- 十三 職務上知り得た情報（公表された情報、開示が認められる情報又は開示が法的に義務付けられる場合を除く）は、機密情報として保護し、他に漏洩しない。また個人情報、法令及び「個人情報の

- 保護に関する規程」に基づいて、対応する。
- 十四 法人の財産並びに事務は、法令及び法人の諸規程に基づいて、適正に管理並びに執行し、法人の業務及び財務に関する書類は、正確に作成、所定の期間保存しなければならない。また監査法人の監査、行政官庁の監査、法人の内部監査又は訴訟等に関連して虚偽の書類作成、意図的な関係書類の隠匿又は破棄は、行わない。
 - 十五 法人が定める組織及び職務権限を尊重する。
 - 十六 法人の知的財産権を維持及び確保するとともに、教職員及び第三者の知的財産権を尊重する。
 - 十七 法人は、特定の政党、宗教若しくは企業に対する寄附、献金又は便宜供与の類を行わない。
 - 十八 社会秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体との関係を排除する。
 - 十九 地域社会等、社会の様々な活動に積極的且つ持続的に参加し、社会貢献に努める。
 - 二十 法人が関係する全ての国の文化と慣習を尊重するとともに、各国の社会及び経済との調和・融和に配慮して行動する。

(内部通報制度)

- 第5条 第3条(趣旨)及び第4条(遵守事項)に抵触する事実を知り得た教職員は、学園本部総務部長(以下「総務部長」という。)、又は所属長に通報しなければならない。〈通報窓口〉
- 2 前項又は第6項において所属長が通報を受けた場合は、秘密を厳守の上、総務部長に連絡し、第7項乃至第9項を総務部長に委任する。〈制度の一元化〉
 - 3 通報したことを理由に教職員が法人内で不利益や差別を受けることがないように、法人は当該教職員を保護する。〈通報者の保護〉
 - 4 誹謗中傷、苦情、要望の類、又は不正の利益を得る目的、若しくは他人に損害を加える目的等、不正な目的で通報を行ってはならない。〈通報目的の制約〉
 - 5 面会、電話、郵便、ファクシミリ、又は電子メール等、通報の方法を問わず受付ける。但し、匿名通報又は電話通報等、本人確認ができない場合は、原則として受け付けない。〈通報の方法〉
 - 6 第3条及び第4条に抵触した教職員自身が自主的に抵触した事実を総務部長又は所属長に申し出た場合、情状を酌量の上、責任を軽減することができる。但し、申し出た時期が第三者の通報後の場合は、その限りでない。〈抵触者の自主通報〉
 - 7 総務部長は、通報した教職員等の秘密を厳守した上で本人及び当事者と面談し、迅速、正確且つ公平に通報の事実関係を確認しなければならない。〈事実関係の確認〉
 - 8 総務部長は、事実関係を確認した後、常務理事及び副理事長に報告し、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の招集について上申する。〈常務理事・副理事長への報告〉
 - 9 総務部長は、前項の結果、招集が必要とされた場合は、委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告の上、委員長の名で『委員会開催通知』を送付(送信)する。〈コンプライアンス委員会の招集〉

(コンプライアンス委員会)

第6条 委員会については、「コンプライアンス委員会規程」に定める。

(特則)

第7条 公的研究費の不正使用に係る調査等及び研究活動上の不正行為への対応については、別に定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て、決定する。

附 則

この規程は、平成19年10月18日に制定し、平成19年9月20日から施行する。

この規程は、平成25年3月21日に改定し、平成25年4月1日から施行する。[組織変更に伴い総務部長を企画総務部長に変更]

この規程は、平成26年4月1日から施行する。[組織変更に伴い企画総務部長を総務部長に変更]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。[特則条文の追加]